

(設置)

第1条 建築 BIM 環境整備部会 設置要綱(令和元年9月27日施行)第5条第3項の規定に基づき、建築 BIM 環境整備部会に先導型 BIM モデル事業 WG(以下「WG」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGは、「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」の取り組みや成果をふまえ、建築分野における BIM の活用・推進を図るため以下の検討に資する作業・議論等を行うものとする。

- (1) BIM を通じたデジタルデータの活用による、生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等を通じたメリットの検討
- (2) BIM データの活用・連携に伴う課題分析の検討

(組織)

第3条 WGは、別紙に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、令和5年3月31日までとする。

(主査)

第4条 WGに主査を1名置き、主査は、清家 剛 東京大学大学院 新領域創成科学研究科教授をもって充てる。

- 2 主査は会務を総理し、WGを代表する。

(WG)

第5条 WGは、主査が招集し、主査が議長となる。

- 2 主査は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 WGは原則として公開とする。

(事務局)

第7条 WGの事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課、国土交通省不動産・建設経済局建設業課、国土交通省住宅局建築指導課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、主査がWGに諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

先導型 BIM モデル事業 WG 委員名簿

【学識経験者】 ◎：主査

◎清家 剛	東京大学大学院 新領域創成科学研究科	教授
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学 建築学部建築学科	教授
小泉 雅生	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科	教授
志手 一哉	芝浦工業大学 建築学部建築学科	教授
安田 幸一	東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系	教授

【事務局】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
国土交通省 住宅局 建築指導課